

別表第1(監査の実施時期及び対象機関等)

種類等	実施時期	対象機関	計画数	監査対象期間	
財務監査・行政監査(定期監査)	一般会計・特別会計	(第1次) 4月下旬 ～5月下旬	地方出先機関(前期)	18	原則令和5年度(2023年度)とする。 ※必要に応じて他年度分も対象とする。
		(第2次) 6月上旬 ～7月下旬	広域本部・地域振興局等	14	
		(第3次) 6月上旬 ～8月下旬	本庁各課、各種委員会等 警察本部	102	
		(第4次) 9月上旬 ～11月中旬	地方出先機関(後期) 警察署	50	
		(第5次) 11月中旬 ～1月下旬	県立学校	71	
	公営企業会計	6月 ～7月	土木部(下水環境課)	1	
			企業局	1	
			病院局	1	
	小計			258	
	財政援助団体等監査	9月上旬 ～2月上旬	補助金交付・出資を受けた団体等	30	
合計			288		

(注1) 上記に加え、代表監査委員が必要があると認めるときに監査を実施する(随時監査)。

(注2) 災害等の発生により、代表監査委員が必要があると認めるときには、対象機関及び実施時期等を見直す場合がある。

(注3) 上記の対象機関名は、別表第3のとおり。なお、組織改編等により、対象機関及び計画数に変更が生じる場合がある。

別表第2(決算審査等の実施時期及び対象機関等)

種類	実施時期	対象機関	参考意見交換時期
決算審査	6月～8月	土木部(下水環境課)、出納局(会計課)、企業局、病院局	8～9月
例月出納検査	毎月	土木部(下水環境課)、出納局(会計課)、企業局、病院局	
基金運用審査	6月～8月	教育庁(文化課)	
健全化判断比率等審査	6月～8月	総務部(財政課)	
評価報告書審査	6月～8月	知事部局(人事課)、企業局等	